広報ちようなん

No. 36

昭和40年9月25日発行

発行　千葉県長生郡長南町役場

印刷　茂原市浜町（株）さくら印刷

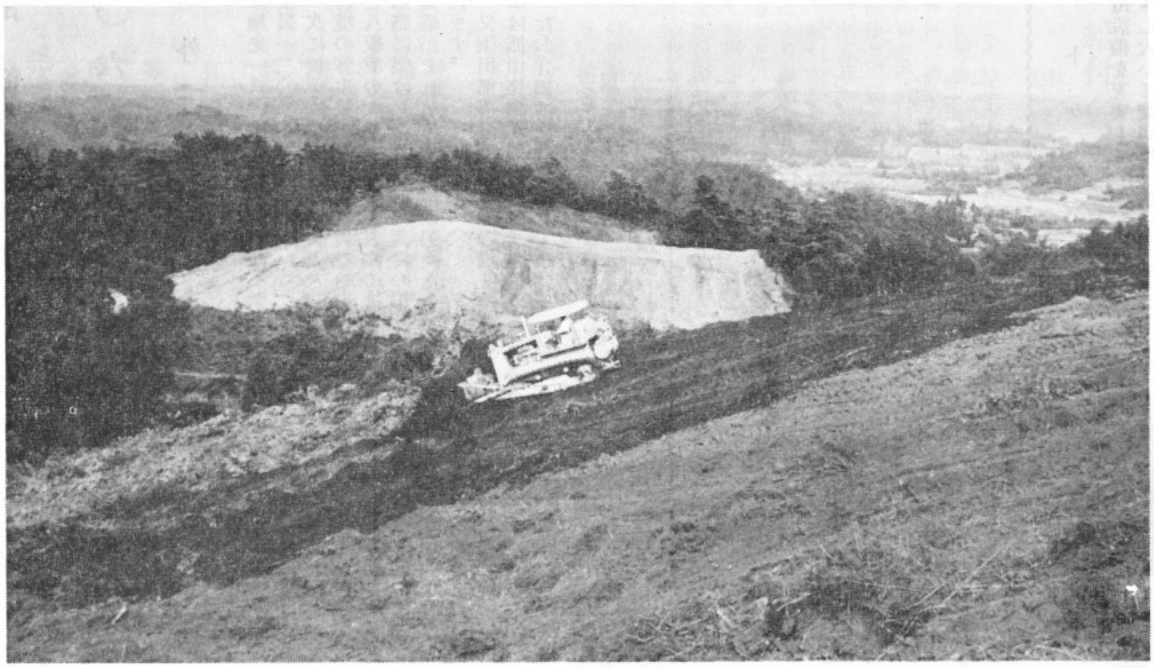

十月一日は国勢調査

国勢調査は、国のもつとも基本的な統計調査で、全国はもちろん都道府県の市町村ごとの人口の大きさや、男女、年令、就業の状態、職業などの人口の構成を明らかにするため、五年ごとに行なわれます。今年の国勢調査は、大正九年の第一回調査から数えてちようど十回目にあたります。第一回（大正九年）の国勢調査の日本の人口は、五五、三九一、四八一人、昭和三十五年には九三、四一八、五〇一人でした。

国勢調査の結果は、国や都道府県、市町村などが、教育、住宅、求人求職、環境衛生、地域開発、交通など、いろいろな問題の対策をたてる場合に欠かすことのできない資料となります。例えば地方交付税の算定に、国勢調査の結果得られる人口、世帯数、産業別就業者数等が用いられています。地域開発計画、全国総合開発計画等には、産業別、就業上の地位別就業者数および年令別就業者数の統計が用いられます。教育行政においては、就業人口の将来の見込み数を推計し、所要施設、財政面の検討を行なうため、各地域ごとの年令別歳別人口が用いられ、厚生行政においては、各種の社会保険の対象となる特定年令層の人口あるいは特定職業の人口の把握、保健所、病院等の適正配置計画、上下水道の設置計画の立案等に地域別の人口、世帯数およびそれらの構成に関する資料が用いられます。以上のほか議員定数の決定、国民所得の推計、雇用状態の現状分析及び推移の分析、都市の再開発計画、住宅建設計画、大学、研究所などにおける諸研究等に広く利用されます。

今回の国勢調査では、調査の結果を早く知るために「光学式読取り装置」という最新型の機械と電子計算機とを使つて集計されます。これによつて前回は四十ケ月かかつた集計が二十ケ月で出来ることになります。

各家庭には、九月三十日までに調査員がお伺いして調査票への記入をお願いすることになつています。調査票に記入する際には、調査票の第一面や第二面のほか、調査票の記入例を参照して下さい。

国勢調査は、九千八百万人にのぼると予想される日本の全人口を全国いつせいに、もれなく調査する大規模な調査です。この調査を完全に実施するためには、みなさま一人一人のご理解とご協力がぜひ必要です。

十月一日を期して行なわれる国勢調査では、もれなく調査票にご記入くださるよう、お願いします。

忘れずに

ボクも書いてね

国勢調査

（写真は開発される野見金山）

県道整備計画

舗装一、〇六八米

大手橋外二橋梁

四十年度の本町内県道の整備事業が、次のように県から内示されました。

事業内容としては、舗装工事に一、〇六八米が計画され、長南、茂原間五九二米舗装される。

残りの砂利道は長南茂原間は今年の舗装を除くと、後千米であるので、全区間の舗装も間近かです。長南若ケ沢間は本年度一七六米予定されています。外に舗装は給田地先一八〇米と　佐坪の西小学校裏一二〇米が計画されている。

次に橋梁については、長南と蔵持境の弥生橋、東小学校裏の給田と八板境の大手橋、小沢谷津の排水路に架けられた小沢部落内の小沢橋がそれ〴〵永久橋に架換えられます。

又須田部落と茂原市境の松ヶ枝橋は拡巾修繕が加えられます。

なお詳細は次のとおりです。

◉舗装工事場所	工事種別	規　模	
米満地先	舗　装	五九二米	
若ケ沢地先	〃	一七六米	
給田地先	〃	一八〇米	
佐坪地先	〃	一二〇米	
◉橋梁工事場所			橋梁名
長南蔵持境	橋梁架換	永久橋	弥生橋
給田地引境	〃	〃	大手橋
小沢地先	〃	〃	小沢橋
須田茂原市境	拡巾修繕		松ヶ枝橋
◉道路改良場所			
米満地先	道路改良	七〇九米	
市野々地先	〃	一三〇米	
西小学校裏	排水整備	一〇〇米	

診療所にレントゲン

長南町国保診療所に予算一八〇万円でレントゲン室を新築し、最新式レントゲン機械を設置して診療設備を充実しました。町民の皆さん大いに御利用下さい。

野見金開発始る

地域開発の一環として、本町で唯一の広大なる山林原野をもつ野見金山の開発が始まりました。

すでに御案内のとおり、昭和三十六年農業基本法が制定され農業の進むべき道が示された訳ですが、急速に変貌する社会の中で農家の階層分解は除々に進んではいるものの、依然として昔ながらの域を脱せず苦蝋の現状であります。

かかる観点からして農業の選択的拡大をはかり、抜本的に改善すると言うことで山間地の本町において先づ畜産振興をとりあげ、広大なる野見金を開発し牧野造成にふみきった次第です。

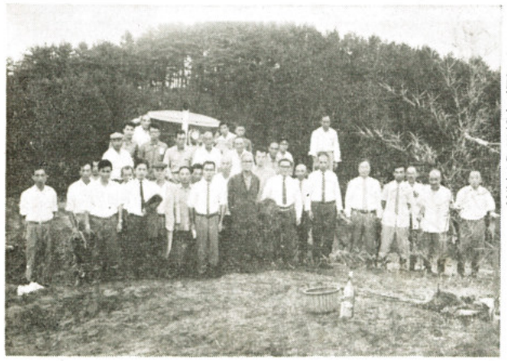

（野見金山起工式）

計画の内容は、総事業費概算、三、三二〇万円をもつて三ケ年間に五〇ヘクタールの牧野造成を行い、附帯施設として牧道（延長一、〇五〇米、幅員四米）電気工事、飲雑用水、牧棚及び家畜保護舎とし更に乾草生産事業として乾燥機、乾燥舎、トラクター及び栽培管理用附属農機具一切を施設することに成りました。

これ等施設に対する補助率は牧野造成においては、国県合わせて七五％であり、附帯施設については七〇％で残りが地元負担になっておりますが、乾草生産事業については国が三分ノ一、県が一六％で残り地元負担です。

工事完成後の構想としては犢の預託を受け、三〇ヘクタールに一二〇頭放牧し成牛にしてから酪農家へお返しする訳ですが、将来は搾乳まで実施する予定です。残りの牧野についてはは乾草を作りキロ当り三〇円前後で販売する予定です。

更にここでつけ加えておきたいのは町内各農家の方々に、山間地の生産性の低い畑や水田裏作に牧草を栽培してもらい、野見金にて全部乾草にして販売、農業新得の増大を図る計画ですので一日も早く工事の完了することを願っております。

又、去る一七日午前一〇時より関係一同により現地で起工式を行いました。

千葉県開発公社の一九トン、一三トンブルドーザ一台で毎日開発が進められています。

有線に連絡電話

長南一二一番～一二五番

本町の有線放送電話が電々公社の電話と接続して、早くも半年以上経過いたしましたが、いまだに有線連絡電話を役場にかけて来る方が見受けられますが、これは現在の規則では接続出来ませんので、長南一二一番から一二五番までに申込んで下さるように、町民の皆さんから町外の知人、取引先、親類等に重ねてお願いして下さい。

寄生虫に注意

本年も十月から町民の寄生虫対策を実施します。

各部落婦人会役員さんが毎戸に検便用器を配付しますので、全員検便をお出し下さい。

一人の寄生虫は家族に又、他人に移ります。検便の結果、虫卵保有者は治療をうけ、完全駆虫をすることになりました。

全員検便駆虫に御協力下さい。

完成した

給田青年館

毎年多額の県費補助金により、造られる青年館は本年度は給田部落民の熱意により、給田地先に建設しました、

給田青年館は建坪二十二坪五合工費百拾五万円を以つて去る八月二十三日完成した、建設に当つては地元青年館建設役員の努力は大変なものでありました。

今後は施設が大勢の方々に広く利用され、地域社会の発展に寄与されることを期待いたします。

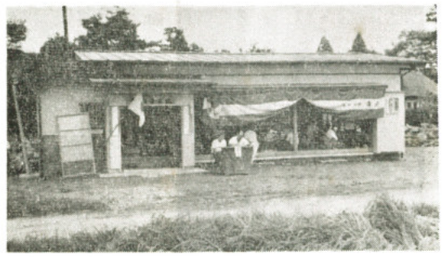

（給田青年館）

農地開放者に

給付金支給される

申請期日に注意

このたび農業被買収者等に対する給付金に関する法律が公布施行され、農地を買収された方々に対し一定の給付金が支給されることになり、請求書の受付事務を八月二十五日から始めております。

給付金の受給資格者は旧自創法により農地を一畝以上買収された方々と、その遺族、又は一般承継人で昭和四十二年三月二十一日までに長南町農業委員会の事務局に申請書を提出して下さい。

これはあくまでも受給資格者の申請に基づくもので、請求のない場合には給付金の支給を受けることが出来ません。

給付金を請求するにあたつては次のような添付書類が必要です。

㈠ **被買収者本人が請求する場合**

㈠、基準本籍地（昭和四十年四月一日現在の本籍地）を証明する戸籍謄抄本。

㈡、買収令書か買収登記簿抄本そのいずれもない場合は、農業委員会の発行する被買収農地調査結果通知書。

㈢、農業委員会の発行する被売渡地農調査結果通知書。

㈣、農地被買収者国庫債券、印鑑等届出書。

㈡ **遺族、又は一般承継人が請求する場合**、前記㈠に掲げる書類のほか。

㈠、昭和四十年三月三十一日以前に死亡した被買収者の遺族が請求する場合は、その死亡当時の本籍地の戸籍謄抄本。

㈠ 遺族、又は一般承継人であること、及び先順位者がないことなどを明らかに出来る戸籍謄抄本。

㈡ 同順位者がある場合には、他の遺族、又は一般承継人の請求同意書。

㈢ 事実上の婚因関係にあった内縁の妻、又は夫はその申立書。

㈢、**法人、会社（寺、神社等）が請求する場合**、前記㈠の㈠㈢の書類のほか。

㈠ 法人登記簿の謄抄本

㈡ 同族会社であることの証明書類。

㈢ 従業員数を証明する書類。

㈣ **団体が請求する場合**、前記㈠の㈠㈢の書類のほか。

㈠ 団体に関する証明書。

㈡ 団体の規約、代表者決定の決議録、証明書等、関係書類等です。

詳細については、町農業委員会の事務局にお尋ねください。

曲り角の鏡

芝原瓜房谷

芝原瓜房谷の畑中、作田部落の人々は町道上芝原橋際にカーブミラーを取付けました。

この附近は曲りが多く、最近は車の通行量が多くなり、田舎の道も安心して歩けないようになつたので、部落内のオートバイを始め自動車、耕運機を持つている者が資金を出し合い、篤志家の協力を得て郡内でも始めてと言われる、町道にカーブミラーを取付け交通事故を防ぐことにしました。

又九月上旬には茂原警察署より交通事故防止に協力する処が多いと表彰されました。

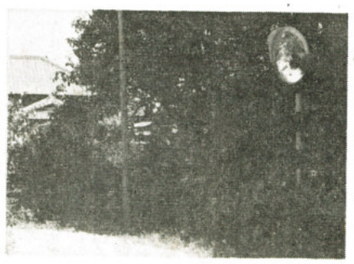

老人に贈物

八十以上を対象

老人福祉法が施行されて、「年寄りを大切に致しましょう」運動が初められてから、満二年が過ぎました。

本町では今年も九月十五日の老人の日に、八十才以上の人に対して長寿をお祝い申上げ記念品を贈りました、

一　九十才以上　十三名

記念品　マットレス

長南　根村富五郎　九十四才
〃〃　藤田　美ツ　九十二才
〃〃　浜田　むる　九十四才
〃〃　大隅　くに　九十才
坂本　村杉　きく　九十一才
米満　鶴岡　きん　九十一才
千田　久保　さと　九十二才
岩川　関　なか　九十三才
佐坪　渡辺　かつ　九十三才
地引　村高　多満　九十一才

二　八十五才以上　五十名

記念品　座椅子並に金五百円

長南地区　十五名
豊栄地区　十一名
西　地区　十四名
東　地区　十一名

三、八十才以上、百十二名

記念品　座椅子

長南地区　三十九名
豊栄地区　十七　名
西　地区　三十　名
東　地区　三十六名

＝お詫び＝

七月三十日付発行（第三十五号）紙に、長南町人権ようご委員河野源勝氏とありますのは、深沢、石川吉幸氏の誤りですので訂正してお詫びします。

町の民芸品
飯塚新一氏に聞く

長南町の仲宿から西谷に行く道端で、本年の春ごろからレンガ造りのかまどで焼物に熱中している、陶芸家飯塚新一氏がいる。

氏は睦沢村上之郷出身で陶芸家として東京都内で有名で現在都内の小学校の講師として、多くの学校で焼物の指導をしている。

長南の土は関東ではまれな程、焼物に適している。氏は現在都内の小中学校に毎月大量の長南の土を送り、教材用の焼物を焼いて大変好評を得ているそうです。

又笠森寺住職の小川さんの依頼により、色々な焼物を焼いて笠森焼として売出し観光客の好評を呼んでいる。

又飯塚さんは長南の土は焼物に良いので、立派な郷土民芸品として好評を得られる自身があると言われています。

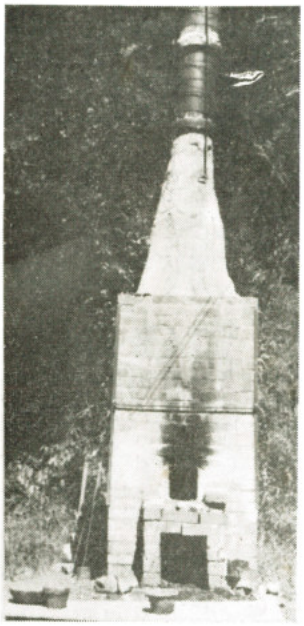

（笠森窯と焼物）

待望の用水路
完成する!!

多年の懸案でありました蔵持用水路延長一〇五七米のフリーム管伏設工事を、東条工務店請負により見事完成致しました。

従来は土水路のため漏水甚しく揚水面積九、九ヘクタールの引水は不可能でしたが、この工事の完成により三昼夜で全面積の引水が可能となり、稲作に最も心配されていた水の問題が解決され、関係者は大喜びです。

小学校の増築
二校の補助決定

本年度の小学校の増築については、坂本小学校校舎と東小体育館を計画して、国の補助金交付申請をいたしました。

坂本小学校については、普通教室鉄骨造り六〇坪（三教室）に対し国庫補助一、〇八七、〇〇〇円が認定されたので、去る二十日に起工式を行い年内完成を目標に工事にかかります。

又、東小体育館は軽量鉄骨造り九十六坪に対し、一、六四六、〇〇〇円認定されたので近々に着工予定です。

家屋の評価
はじまる

固定資産税は三ケ年毎に評価を行い課税されるものです。

固定資産税の課税標準となる価格は、毎年一月一日現在の状況において評価し決定した価格によるものであるが、土地及び家居については、基準年度における評価額を原則として翌年度及び翌々年度においても据置くものとされております。

次の基準年度は昭和四十二年度であります。

家屋については、四十二年度の基準年度までに新評価基準に基づいて各戸の家屋について全面的に評価替をしなくてはならないことになりました。いままでは各市町村毎に評価方法が異っていたので、全国的に統一をはかるため国において一定の基準表を作成して、この不均衡をなくそうとするもので、本町においては四十二年度までに全家屋の評価替をするため、毎年八月から十二月までの間に役場の係員が毎戸に伺い調査いたします。

本年は豊栄地区及び東地区を調査いたしますので、よろしくご協力をお願いいたします。

年金あれこれ

一、九月より改正された福祉年金

老令年金一三、二〇〇円が一五、六〇〇円に
障害年金二一、六〇〇円が二四、〇〇〇円に
母子年金一五、六〇〇円が一八、〇〇〇円に改正
（二人以上の子がある場合は、一人四、八〇〇円加算）

公的年金の併給限度額

公務扶助料八〇、〇〇〇円が一〇二、五〇〇円に改正

児童扶養手当額

月額一、〇〇〇円が一、二〇〇円に改正
（加算額二人目の子は、七〇〇円、三人目からは四〇〇円である）

二、拠出年金はどう改正されるか

厚生年金が月額一万円に改正されたので、国民皆年金の趣旨に従い、国民年金もこれに近い増額希望者が多いため、国は法定調整期である制度発足五年後の昭和四十一年をひかえて、国民年金額と保険料の額が中央の審議会で検討されております。

老後の保障を目的とする年金額が、保障に適した額を望む以上、基本となる保険料の増額は当然であり、改正された厚生年金の被保険者（勤人）も保険料の増額されていることはもちろんである。いずれにしても納人によって自己の老後の保障を得るためには、保険料を完納することが義務であることを、忘れてはならないと思います。

昭和四十年
秋の交通安全運動

毎月十日は交通安全の日ですお互いに交通ルールを守りましょう

長南町交通安全対策協議会

昭和四十年秋の交通安全運動が九月二十五日から十月四日までの十日間行なわれます。

この運動は、人命尊重の見地から交通事故防止の徹底、とくに歩行者の交通事故の絶滅を目標として、すべての歩行者、運転者の雇い主、その他道路交通に関係ある者に交通安全思想の周知徹底を図り、正しい交通ルールの実践を習慣づけるとともに、道路交通環境の整備改善を促進することを目的としています。

この期間中の主たる実施目標は

一　安全な横断確保
二　自動二輪車　原動機付自転車
　　自転車等の二輪車の安全運転の確保
三　安全な踏切道通行の確保
四　自動車の安全運転管理及び運行管理体制の確保
五　車輛の安全整備の励行
六　道路交通環境の整備改善

以上です